

郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案

(関係政令の廃止)

第一条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 郵便貯金法施行令（昭和四十六年政令第二百九十八号）

二 簡易生命保険法施行令（平成二年政令第三百四十号）

三 阪神・淡路大震災に伴う貸付金の総額の制限額に関する郵便貯金法施行令の特例を定める政令（平成七年政令第三百十五号）

四 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律第六条第二項の規定により財務局長又は財務支局長に委任する権限を定める政令（平成十三年政令第五十九号）

五 日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）

六 郵便為替法第三十八条の六の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十四号）

七 郵便振替法第六十八条の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十五号）

八 郵便切手類販売所等に関する法律第九条の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十六号）

九 郵政窓口事務の委託に関する法律第十三条の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十七号）

十 郵便物運送委託法第二十条の二の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十八号）

十一 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十九号）

十二 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律第六条の二第二項の審議会等を定める政令（平成十五年政令第九十号）

十三 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する政令（平成十七年政令第百九十九号）

附 則

（郵便貯金法施行令の廃止に伴う経過措置）

第二条 旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という

。附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。以下同じ。)については、第一条の規定による廃止前の郵便貯金法施行令(以下この条において「旧郵便貯金法施行令」という。)第一条から第五条までの規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後においても、なおその効力を有する。この場合において、旧郵便貯金法施行令第一条中「郵便貯金法」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法(以下「旧郵便貯金法」という。)」と、旧郵便貯金法施行令第二条から第五条までの規定中「郵便貯金法」とあり、及び「同法」とあるのは「旧郵便貯金法」とする。

2 旧郵便貯金法施行令第六条の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同条中「郵便貯金法第七十四条」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法第七十四条(第二号に係る部分に限る。)」とする。

(簡易生命保険法施行令の廃止に伴う経過措置)

第三条 施行日前に効力が生じた整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号。以下「旧簡易生命保険法」という。）第三条に規定する簡易生命保険契約（以下「旧簡易生命保険契約」という。）については、第一条の規定による廃止前の簡易生命保険法施行令（以下この条において「旧簡易生命保険法施行令」という。）第一条及び第二条並びに附則第四条及び第五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧簡易生命保険法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条		簡易生命保険法
附則第四条	簡易生命保険法の一部を改正する法律	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法
	簡易生命保険法の一部を改正する法律	総務大臣が整備法の施行の日の前日において定めていた整備法附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる簡易生命保険法の一部を改正する法律

旧施行令	
	郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第 号）第一条の規定による廃止前の簡易生命保険法施行令（平成二年政令第三百四十号）附則第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法及び郵便年金法の施行に関する政令（昭和二十四年政令第七十三号）

2 施行日前に効力が生じた旧簡易生命保険法第六十二条に規定する保険金額の増額等変更契約（第四項に規定する旧簡易生命保険契約に係るものを除く。）については、旧簡易生命保険法施行令第四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法」と、同条の表第四十八条第三項の項中「公社」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

3 施行日前に効力が生じた旧簡易生命保険法第六十五条に規定する特約変更契約については、旧簡易生命

保険法施行令第六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法」と、同条の表第四十条第七項の項中「公社」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

4 施行日前に効力が生じた勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又は同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約である旧簡易生命保険契約については、旧簡易生命保険法施行令第四条（同条の表第二十八条第一項の項、第三十八条第二項の項、第三十九条第一項の項、第三十九条第二項（第四号を除く。）の項、第四十条第一項の項、第四十条第二項の項、第四十一条第一項の項、第四十一条第二項の項、第四十二条及び第四十五条第一項の項、第四十五条第二項の項、第四十五条第三項の項、第四十六条第一項の項、第四十七条第一項の項、第五十二条第一項の項、第五十六条第一項（第二号から第四号までを除く。）の項及び第六十九条第一項の項に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法」とあるのは、「郵政民営

化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法」とする。

5 旧簡易生命保険法施行令第七条の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第百五条」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法第百五条（同法第八十八条の総務省令の制定又は改正に係る部分に限る。）」とする。

（郵便振替法第六十八条の審議会等を定める政令の廃止に伴う経過措置）

第四条 第一条の規定による廃止前の郵便振替法第六十八条の審議会等を定める政令の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同令中「郵便振替法」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便振替法」とする。

(郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等を定める政令の廃止に伴う経過措置)

第五条 第一条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等を定める政令の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同令中「郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律」とする。

(郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律第六条の二第二項の審議会等を定める政令の廃止に伴う経過措置)

第六条 第一条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律第六条の二第二項の審議会等を定める政令の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同令中「郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律」と

あるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律」とする。